

ヤマト福祉財団NEWS

Yamato Welfare Foundation 2009 Winter

1月20日発行

No21

第9回ヤマト福祉財団
小倉昌男賞贈呈式

すべての人に働く喜びを



写真前列左より、受賞された新堂 薫さん、山下ヤス子さん、山下さんご夫君

後列左より村松春夫ヤマト運輸労働組合中央執行委員長、有富慶二ヤマト福祉財団理事長、瀬戸 薫ヤマトホールディングス株式会社代表取締役社長、木川 眞ヤマト運輸株式会社代表取締役社長

ハンセン病問題を考える

完全解決へ向けステップアップ 『市民会議』軸に人の輪を広げよう

徳田靖之西日本弁護士団代表に聞く

スワンベーカーリー十条店10周年記念感謝祭

「立地が悪ければ、こちらから売りに行けばいい」
十条店の挑戦から10年 フランチャイズの輪が広がりました

この街で一緒に生きていく
障がい者のクロネコメール便
配達

広がれ!グループ就労

YWF TOPICS

宅急便センターに出勤して、メール便の
仕事をするメイトさんたちがいます。

ヤマト運輸の社内表彰で社長賞を獲得
障がい者の施設とヤマト運輸の双方にメリットを創出

第9回ヤマト福祉財団 小倉昌男賞 贈呈式

すべての人に働く喜びを



冒頭にあいさつをする有富慶二ヤマト福祉財団理事長



選考委員会を代表して、講評の藤井克徳さん（きょうされん常務理事）
「今回は選考委員が諸手を挙げて決定。それだけにお二人の実績は断トツでした」



国際労働機関（ILO）駐日代表・長谷川真一さん
「すべての人にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）は必要不可欠です。同じ目的を持つ方々の活躍に触れ感銘を受けました」



厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・寺尾 徹さん
「名誉ある賞の仲間入りをしたお二人に、これからも誇りを持って障がい者就労の支援をしていただきたいと心から思います」



障害者週間に合わせて開かれる「ヤマト福祉財団小倉昌男賞」の贈呈式が12月4日、東京・丸の内日本工業倶楽部で行われました。初代理事長である小倉昌男氏の名を冠した同賞は、障がい者の雇用促進、働く場づくりに汗を流し、めざましい活躍をされた方の功績を讃えるものです。

今回受賞されたのは、宮崎市の社会福祉法人「まほろば福祉会」理事長・山下ヤス子さんと、東京都武蔵野市の社会福祉法人「武蔵野千川福祉会 チャレンジャー」施設長・新堂 薫さん。2名の受賞者が揃って女性というのは、第1回以来のことです。

山下さんは自身が筋ジストロフィーを患いながらも「悔いのない生き方をしたい」と、一貫して仲間の仕事や生活を支えるさまざまな事業に取り組んできました。昼夜を問わず、利用者一丸となって働いた甲斐あって、平成4年には印刷業で月額8万円を達成しています。

新堂さんは、知的障がい者の能力を引き出すために、封入作業を仕事として選択。生産性をあげるために知的障がい者の意欲や理解を高める工夫を職場の随所に取り入れ、小規模作業所時代の工賃1万円から7万5000円に引き上げました。その手法は企業経営者としても充分通用するものです。

有富理事長はお祝いの言葉の中で、
「山下さんは一般企業に負けない品質管理の徹底を図って業績を伸ばし、高い賃金を実現しました。この考え方はまさに経営そのもの、成



受賞者の山下ヤス子さん



山下さんを推薦された福澤利夫さん
(社団法人日本筋ジストロフィー協会理事長)



新堂さんの推薦者・邑上守正さん（武蔵野市長）の代理として、「チャレンジャー」の存在の大きさを語る山田修子さん（武蔵野市健康福祉部障害者福祉課長）



受賞者の
新堂 薫さん



功の方程式です。新堂さんの取り組みも企業経営のセオリーに沿ったもので、適切な目標設定とそれをクリアしたときの達成感を引き出すような上手な仕組みづくりと、障がい者一人ひとりの動作の特徴にまで配慮した、効率的な作業手順をきちんと組み立てられています。お二人の、福祉活動と経済活動を両立させた手腕は本当に素晴らしいもので、まだまだ大きな可能性を感じます」と敬意を表しました。

選考委員の講評、推薦者による受賞者紹介に続き、受賞者のお二人には、有富理事長より正賞として兩宮淳氏（日本芸術院会員）制作のブロンズ像「愛」、副賞として100万円が贈られました。

来賓を代表して、国際労働機関（ILO）駐日代表・長谷川真一さんは、贈呈式の温かい雰囲気を感じ銘を受けたと祝辞を述べました。

受賞者あいさつで山下さんは、当時の治療水準では二十歳が天寿と言われていたと前置きして、作業所設立の経緯に触れ、同じ境遇の少年から「死ぬまでに一度でいいから働いて、母にエプロンをプレゼントしたい」と相談を受けこと。2年間、彼の働ける職場を探したが見つからず、ついには自分で印刷業を始めたこと。そして、少年は夢に間に合ったことを語りました。真実の持つ重みに、会場は波を打ったように静まりかえる一幕もありました。



ご祝辞を いただきました



瀬戸 薫

ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役社長
「受賞者にはさらに大きく羽ばたかれることを祈っています。そしてヤマトホールディングスは引き続き、メール便事業や福祉財団への財政的支援をもって、小倉昌男初代理事長の理想を追求します」



高らかに乾杯の発声をする
青木大祐・安田倉庫株式会社相談役



社団法人ゼンコロ 理事長・勝又和夫さん
「昨年の第8回受賞者で今年3月に他界された丸山一郎さんは、山下さんの良き理解者でした。障がい者の自立を目指す想いは脈々と受け継がれていると実感しました」



本賞の選考委員でもある今野由梨
ダイヤル・サービス株式会社 代表取締役社長
「長いこと選考委員を務めていますが、むしろ毎年、挑戦する勇気を分けていただいているような気がします。心よりお祝い申し上げます」



第3回受賞者 有限会社ヴィ王子 取締役
小島靖子さん
「これまで見過ごされてきましたが、障がい者はたくさんの魅力や価値、可能性を持っています。仕事は人を輝かせます。本当に仕事をしたという人たちに、たくさんの仕事を用意されたお二人は素晴らしいです」



第1回受賞者 株式会社ストローク 代表取締役
金子鮎子さん
「山下さん、新堂さん、おめでとございます。お二人の仕事を伺い、とても感動しました。今後、互いに助け合えるような繋がりができたら、うれしいことだと思います」



坂本由紀子 参議院議員
「もともと旧労働省にいて障がい者雇用の仕事をしていました。新堂さんや山下さんのような方が活躍なさっているのは素晴らしいと思いますし、そういう日本をもっと良くしていくためにがんばります」



村松春夫・ヤマト運輸労働組合中央執行委員長による一本締めで閉会

お祝いの俳句

受賞者お二人を詠んだお祝いの俳句が、俳人の花田春兆さんより贈られました。

■山下ヤス子さんへの句 高千穂に映ゆる新雪国造り

若い人たちの夢を実現するため、苦勞のうえに造った施設は、明るく照らし出されているように見える。
それは、国造りの神話の里、高千穂に積もった新雪のようだ。

■新堂 薫さんへの句 朝毎の気合いボーナス目の前ぞ

「ボヤボヤしてられないからな。」
「しっかり気合いを入れていくぞ。」
「気合いダーっ。気合いダーっ。気合いダーっ。」
朝礼で気合いが入るのは、仕事がたくさんあるからだけでなく、楽しいボーナスを前に、施設には明るい声に満ちている。

山下ヤス子さん

社会福祉法人「まほろば福祉会」理事長

■プロフィール

1964年、山下さんは筋肉が徐々に弱っていく筋ジストロフィーと診断された。しかし山下さんは絶望や不安に負けることなく、むしろ積極的に生きる道を選ぶ。86年、身体障害者共同作業所「自立センター」を開設。87年、日本筋ジストロフィー協会理事就任。91年、まほろば福祉会を設立すると、授産施設、ケアホーム、デイサービス、就労支援事業とサービスを広げる一方、印刷事業で高い工賃を実現している。



今日はとってもとってもうれしい気持ちでいっぱいです。それは、ともに働いた仲間たち、働きたいと願いながらも望みかなわず短い命を閉じた少年たち…、彼らとともに心から喜べる賞をいただいたからです。

日本筋ジス協会の宮崎県支部長となった84年、ある重度の少年と私は専門病棟で出会いました。彼の「長くは生きられないけど、一度働いて、母さんにエプロンを買ってあげたい」との言葉に、大丈夫だよと応えました。しかし、いくら探しても全面介助が必要なその子を受け入れてくれる職場は見つかりません。約束を破ることに耐えられない私は、自分で始める決意をしました。残念ながら、彼が働くことができたのはたった3日間でしたが、お母さんは今でも色褪せたエプロンをつけて炊事場に立っているそうです。

働くことは生きている証です。誰にとっても必要なものです。障がいのある人すべてが、社会の一員として、たくましく生きていける——、その基礎づくりに今後も力を注ぎ込んでいくつもりです。



新堂 薫さん

社会福祉法人「武蔵野千川福祉会 チャレンジャー」施設長

■プロフィール

学生時代より千川作業所に後援会活動、社会教育活動を通じて関わりを持ち、1985年、指導員に。87年、チャレンジャー設立とともに異動。99年、施設長に就任。千川作業所の〈機能分化〉推進や、利用者の意識改革、効率的な作業動作・工程の追求から営業まで、マネジメントのキーパーソンとして大きな役割を果たしてきた。現在では武蔵野市や都の福祉行政にも自らの経験に基づく発信を行っている。

歴代受賞の方々の業績を拝見すると、私はまだまだ思うのですが、この賞を叱咤激励と考えお受けすることになりました。

入った当時、千川作業所は無認可でたいへん厳しい運営を迫られた時代でした。その後、市の大きな施設ができたために利用者が減り、サービスを縮小しなければならなくなったこともあります。

しかしこれを契機に、千川作業所は機能分化を図り、『授産施設を超えた存在』を目指すことになりました。最初の目標は工賃5万円。達成に向けて、進んだ取り組みをしている施設を色々と見学させていただき、私の福祉観は大きな刺激を受けました。以来、障がいのある方が誇りを持って堂々と働ける環境をつくるのが、私の喜びになりました。経営的な事柄は不向きと自認して福祉の分野に飛び込んだのに、これは予想外なことでした。

働くことと家庭の基盤をしっかりとさせることが利用者にとっては大切です。今後はこの両立がスムーズにできる環境づくりに努めたいと思っています。



受賞された山下ヤス子さん(左)と木川 眞ヤマト運輸株式会社代表取締役社長



左から有富理事長、小島靖子さん(有限会社ヴィ王子取締役)、受賞された新堂 薫さん、坂本由紀子参議院議員



私たちの賛助会費が活かされています
障がい者福祉助成金

助成先レポート

Vol. 2

大型冷凍庫の導入で売上が1.5倍に

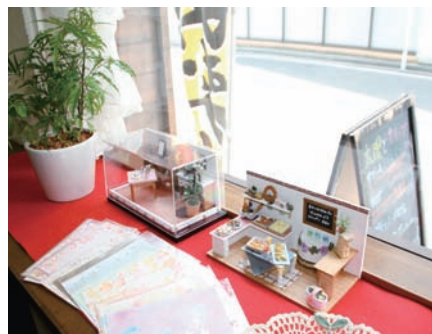
「みんなのやりたいことを一つずつ形にしてきた」というシャロームの会。
「喫茶店がやりたいな」というメンバーの声から実現した
カフェ・ギャラリー「太陽とオリーブ」にお伺いしました。



喫茶店、清掃などをこなすリーダー的存在の山本俊一さん「将来は家族が持ちたいです」(写真右上)



「日頃から他の喫茶店に行って、接客の仕方を盗んでいます」と富澤幸子さん



ギャラリースペースではドールハウスの展示・販売をしている



喫茶店と同じビルの4階にある「アトリエぶどうの木」に設置された大型冷凍庫

仙台市若林区の喫茶店。塩、海苔などすべての材料にこだわった絶品おにぎりやキーマカレーを目当てのお客さんで賑わう「太陽とオリーブ」に8月、415リットルの業務用冷凍庫が運び込まれました。財団の助成を受けて購入した厨房機器です。

以前は家庭用の冷蔵庫しかなかったため、食材を十分に保存しておくことができませんでした。暑い盛りの人気メニュー「サラダうどん」も、ストックできる食材は10食分程度。足りなくなるとメンバー（利用者）がわざわざ買いに走るのが常でした。大型冷凍庫のおかげで「食材も安いときに一括購入して保存しておけますし、カレーの仕込みも一日目は野菜を炒めて、二日目に煮込んで完成したもの」を小分けして冷凍保存するという具合に効率よくでき、結果としてカレーづくりに参加できる

メンバーも増えました」と施設長の菊地康子さん。今年の夏は品切れでお客さんに迷惑をかけることがなくなり、売上も1.5倍に伸びました。

シャロームの会のモットーは「そのままのあなたが素晴らしい」。だから活動方針は、メンバーの意見がいつも優先です。「太陽とオリーブ」を始めることになったのも、メンバーの富澤幸子さんが「喫茶店をやりたい」と言ったから。

その後、仙台市が新設する福祉センターに喫茶店の出店希望



シャロームの会 アトリエぶどうの木
カフェ・ギャラリー「太陽とオリーブ」(宮城県仙台市)

行政書士事務所を運営している施設長の菊地さんは、職親制度を利用して事務所で障がい者の自立更生のために、仕事の提供や生活指導を行っていた。03年12月に活動を広げるためにNPO法人化。地域の子どもたちとハンディをもった仲間たちが一緒にアートをできる、そんな空間として小規模作業所「アトリエぶどうの木」を立ち上げた。28名の登録があり、常時16人～17人が通っている。メンバーがアートセラピーを兼ねてつくったドールハウスや、生産者から直接仕入れた野菜等を販売するとともに、メール便や清掃事業なども行っている。シャロームはヘブライ語で、「あなたに平安がありますように」の意。

を募るコンペに参加し、見事これに選ばれました。2年半後の出店が決まり、一足早く準備と練習を兼ねて「太陽とオリーブ」を先行オープンさせたのです。

当初「緊張する、接客はできない」と厨房にしか入らなかった人も少しずつフロアに立つようになってきました。将来、福祉センターに出す店は、最低賃金の時給650円が目標。「私たちはがんばらない会」といいながら自然体で、メンバーの声を一つずつ、一歩ずつ実現しています。

「立地が悪ければ、こちらから売りに行けばいい」 十条店の挑戦から10年、フランチャイズの輪が広がりました

「立地条件が悪く、売上げがあまり見込めない」という開店当初の予想をはね返し、小倉元理事長の信条である「やればわかる やればできる」を実践したスワンベーカーリー十条店。10月11日、王子養護学校で10周年の感謝祭が盛大に催されました。



会を大いに盛り上げた「湘南亀組」のバントマイム・パフォーマンス。湘南亀組は平塚養護学校寄宿舎でスタートした同好会から活動を広げ、近年は韓国公演も成功させている。



同じく10周年を迎えたヴィの会のお母さん方による、心づくしの軽食が振る舞われた立食パーティー。



「彼らの笑顔を私たちが独り占めするのはもったいないと思った」と当時を振り返る小島靖子さん

当日の催しは朝から夕方まで目白押し。ヴィの会鹿野善雄理事長からの感謝の言葉を皮切りに、ご来賓のあいさつ、お祝いのイベント。そして、就労した王子養護学校の卒業生、企業の人事担当の方も交えたシンポジウム「地域で生きる」が催されました。ヴィの会は王子養護学校の卒業生を支援する会として1999年に発足。ヴィの会が土台となってスワンベーカーリー十条店が開店したのです。

感謝祭に出席した株式会社スワンベーカーリー海津社長は、小倉元理事長が私財を投じて設立したヤマト福祉財団の使命に触れるとともに「わたしたちスワンベーカーリーは、障がいがあったとしてもそんなものは関係ない、誰もが充実して働くことができるんだと証明するためにがんばっています」と挨拶。現在は、フランチャイズ第1号の十

条店の挑戦に励まされた結果だと、紹介しました。

十条店の活動を引っ張ってきた有有限会社ヴィ王子取締役の小島靖子さんは「当初、『接客』は難しいだろうかとやはり心配する気持ちもあったのですが、蓋を開けてみればむしろ逆でした。パンといっしょに彼らの笑顔を届けられるということ、すぐにお客様から『楽しみにしている』とお声をいただいたのです。彼らは私たち以上にやってのけたわけで、うれしくなったのを覚えています」と、当時を振り返りました。

「この10年間、本当にたくさんの方々と出逢うことができました。一つひとつのパンを通して、彼らの真価をたくさんの人に知っていただける、そんな場です。これからもありつづけたと思っています」と話を締めくくりました。



「地域に生きる」をテーマにしたシンポジウム。自らの仕事や生活のことを話すシンポジストのみなさん、就労企業の現場からの声も届けられた。



金子みすずの詩を美しい歌声にのせる吉岡しげ美さんのコンサートには、観客もいっしょに歌って参加した。

完全解決へ向けステップアップ 『市民会議』軸に人の輪を広げよう

徳田靖之西日本弁護士代表に聞く

ハンセン病国家賠償請求訴訟熊本地裁判決での原告勝訴を経て、小泉純一郎首相(当時)が「控訴断念」の歴史的談話を発表してからまもなく8年。昨年6月には『ハンセン病問題基本法』が制定され、ハンセン病問題は今、その完全解決に向けて新しい一歩を踏み出そうとしています。そこで、国家賠償訴訟の原告弁護士代表として中心的役割を果たし、こんごの展開でも指導的活躍が期待されている弁護士、徳田靖之さんのお話を聞きながら、ハンセン病問題のこれからを考えてみたいと思います。

敗訴したら死を覚悟、と元患者ら

2001(平成13)年5月23日夕。ハンセン病国家賠償請求訴訟の原告、弁護士会館に集結していた。去る5月11日の熊本地裁判決を受け、国は果たして控訴か控訴断念をとうつつよい思いの中で時が過ぎる。やがて小泉首相が「控訴断念」を発表。それが伝わるやその場は歓声や拍手で騒然となる。さあ、記者会見だ。が、そこに弁護士代表の徳田靖之弁護士がいない。：徳田弁護士は誰もいない別室でひとり、灯りもつけず、机に伏して泣いていた。

——やはり喜びの涙でしたか。

徳田弁護士 私自身、ハンセン病問題にかかわって10年ちよつと。40年も弁護士をやっているのに法律家の一人としてほとんど何もしてこなかった。そのことへの罪の意識のようなものが私をこの問題に走らせた。しかもこの裁判、当事者の誰もが賛成して起こしたわけじゃない。反対のほうがつよかった。ごく少数の人が勇気を出して始めた裁判です。その方たちとまさに寝食を共にし、励ましながらやってきた。万一、裁判に敗けたら生きてはおれないと思

つめていた人がたくさんいたし、現実には遺書を書いていた人もいた。敗訴したら裁判所の屋上から飛び降りるつもりだったと私にそつと告げた人もいた。控訴断念で勝訴が確定、喜びというより安堵感、うーん、それがよかった。これであの人もこの人も死ななくてよい。これからの残された人生を胸を張って生きていけるんだという、元患者ら皆さんの顔が浮かんできて、涙があふれて。その人たちに對する責任が果たせたという安堵感ですね。

元はと言えば九州弁護士連合会に届けられた島比呂志と名乗るハンセン病元患者からの一通の手紙。1995(平成7)年9月だった。当時、厚生省(当時において大谷藤郎氏(元厚生省医務局長)らを中心に「らい予防法」の見直し作業がおこなわれ、同法は廃止の方向に向かっていた。この問題について「人権にもっとも深い関係を持つはずの法曹界が何らの見解も発表せず傍観を決めているのはおかしい」というのが手紙の内容。

徳田 あの手紙にはこたえました。あのときほど、自分をいやらしい人間だと思ったことはない。それまで私は、中学生や高校生を相手に人権について一生懸命に話しなどをしてきて、自分なりにまあまあ弁護士として人権問題に取り組んできたという意識があった。ハンセン病についても子どものころから聖書などでよく知っていたし、北條民雄の『いのちの初夜』も何度か読んだ。映画『砂の器』も10

回以上観た。『らい予防法』についてもかつてエイズ予防法が制定されそうになってその関連で勉強し、らい予防法がとんでもない法律だということが分かっていった。つまり私は知っていたんです。それにもかかわらず何もしてこなかった。人権の大切さを偉そうに説きながら。で、お前つてやつはいやらしいよね、という思いで打ちのめされてしまった。すぐに動くことができなかった。

が、九州弁護士連合会が動き出す。『らい予防法』による人権侵害の実態が次々と明らかになる。1996(平成8)年3月『らい予防法』は廃止され、厚生大臣が「法廃止が遅れ、皆さんにご苦勞をかけた」と謝罪する。が、元患者の中から「強制隔離の過酷さは筆舌につくせない。大臣が国会で謝ればすむという問題ではない」と改めて積年の怒りが噴き出す。1998(平成10)年2月、九州弁護士連合会が開いた「ハンセン病問題シンポジウム」で一人の元患者がこう訴える。「私たちは年老いており金もなければ支援組織もない。が、私はかねて国を相手に『らい予防法』が違憲であるという裁判を起こしたいと考えていた。引き受けてくれる弁護士はいないだろうか」。出席していた徳田靖之弁護士は答えた。「らい予防法が違憲であることは明白。心ある弁護士たちは、国家賠償請求をやる、と声をあげるはず。九州の弁護士は百人以上が立ち上



インタビューに応じる徳田靖之弁護士（右）

「がるだろう」
心のうちから発した、まさに叫びだった。

一番の意義は国会の責任認めたこと

——裁判は必ず勝つ、と……。

徳田 裁判をやっている過程で私たちは必ず勝つと信じていました。が、周りは、勝てるはずがないという声が圧倒的につよかった。

——それは徳田さんと同じような法律家の間でも……。

徳田 はい。賠償事案というものには除斥期間というものがあります。それから国会の責任。これは問えないのではありませんか、と。でも、私たちは、これで国会の責任が問えないようだったら、およそ国会は何をしても責任をとれないのと同じことじゃないか、と思った。自信はあったが不安もつよかった。判決で国会の責任が認められたとき、本当によかったなと思った。あの判決の一番の意義は、国会の責

任を認めたところにあるわけです。いち早く国会が謝罪に動いたし、その国会

の雰囲気が小泉首相のあの決断につながった。その後、迅速に補償法が生まれ（それも国会が責任を認めたからこそ）、その補償法が韓国、台湾という、戦前、日本が植民地にしていた時代に被害を受けられた方へも適用されていく道を開いたんです。国会の責任を認めさせたことはいへん大きかった。

この裁判で原告側は、国と国会双方の違法行為とその責任を追及した。国に対しては、長年にわたる患者の隔離政策、そして患者同士の結婚の条件とした優生手術（断種、妊娠中絶）という類例のない人権侵害。国会に対しては「らい予防法」を改廃しなかった立法不作為の違法性である。が、国側は、20年以上前の行為については損害賠償責任は問えないとする民法上の「除斥期間」を盾に国に賠償責任はない、と反論。一方、国会の「立法不作為責任」については、過去の最高裁判例にもとづいて違法の評価は受けないとした。しかし熊本地裁は、隔離政策などによる「人権被害の重大性」をかんがみれば「国、国会の違法性を認めるのが相当、と国側に対してきびしい判断を下した。

「黒川温泉事件」が教えるもの

——国が裁判に負け、隔離政策を謝罪してまもなく、黒川温泉事件が起きました。

徳田 場所が熊本のお膝元ですからね。あのとき何がショックだったかというと、ホテルの仕打ちに抗議する元患者

さんたちに対して、悪意の中傷ではなく、それを非難することがとんでもない差別や人権侵害だと思っていない人々が悪口を浴びせたことです。「元患者たちは思い上がっている」と……。

2003年11月、熊本県黒川温泉のホテルKが菊池患楓園（国立療養所）の入所者20数人にハンセン病元患者であることを理由に宿泊を拒否。これを県が告発、ホテルは処罰を受け、自ら廃業。ホテル側の人権侵害が非難される一方、患楓園には一般から元患者を中傷する匿名の投書が殺到する。「あなたたちが一緒に風呂に入るとぞっとする」「疎外された腹いせに復讐しているのでは」「温泉に入るより骨壺に入れ」「死ね」など（雑誌「コベル」NO132）。元患者らは、宿泊拒否そのこと以上に思いもしなかったそれらの反響に大きなショックを受ける。



原告団と面談する小泉元首相。この直後に「控訴断念」を发表
写真・朝日新聞社提供



徳田 人権問題を可哀相な人々に対する同情や理解の問題というふうにはかたえていない。お気の毒だ、ひどい目に遭っている人々、そういう人々に対して「同情」というレベルでとらえている人が非常に多い。で、元患者さんたちが「同情されるべき存在」としてつましくしている限りはよいが、これが要求とか抗議というような形で

人と人とのつながりが「人権」育む

「あの事件」に共通することは障がい者問題などにもみられます。

徳田 私がすごく感じるのは、差別とか人権の問題というのは、こうしてはいけない、こうあるべきだ、といったレベルで受け止めるのではなく（むしろそれだいたいだが）、人権侵害を受けた人々がそのことによってどんなに傷ついてどんな思いでその被害を乗り越えようとしているか、それを人と人とのつながり、草の根的交流の中で顔を接して相互に分り合う、その人と人との輪みたいなのものがどれだけ広げられるかにかかっているのではないかとということです。みんなそれぞれ傷をもっている。黒川温泉事件で元患者さんたちに反発した人の中には、例えば生活が苦しいとか心身に障がいのある方もいた。苦しいのはあんなたちだけじゃないよ、とね。いろんな問題を前にして、お互いにかにつながり合っていくか、それがカギではないか。

立ち上がると、それに違和感を抱いて「思い上がっちゃいけないよ」という反応が出てくる。単なる同情というものを超えて、人権問題として受け止める、自分自身が問われている問題だ、という次元でとらえられていない、ということをおの事件は浮き彫りにしたと思います。

たしかに時間がかかるし根気のいることではあるが、そういうことを積み重ねていくことなしには、本当の意味で人権が根づくことはないのではないかとと思う。例えばヤマト運輸の場合。そのヤマト運輸の多くの従業員の方々の中からそういうつながりを持つとうという人が何人かでも出てくれば……。そしてそういう企業が増え、地方自治体が増え、輪を広げていく。そのことが「人権」を根づかせるカギを握っているように思います。



勝訴判決に喜ぶ原告団関係者（熊本地裁前）
北岡秀郎 撮影

『ハンセン病市民学会』組織拡大へ

——昨年、『ハンセン病問題基本法』が誕生しました。1951年の全患協（患者組織）運動以来の法廃止、国賠訴訟などの運動の集大成だといわれますが……。

徳田 同法を高く評価しています。ハンセン病者の隔離政策は1907（明治40）年に始まった。この間違った国策

を改めていく過程の中にいくつかのステップがあります。最初のステップが予防法の廃止、1996年でした。廃止するまで89年かかったわけ。が、廃止はしたんだけど、隔離政策のどこがけしからなかったかということは全然はつきりされないまま。だから私たちはよく、らい予防法を

ハンセン病とは

ハンセン病は、らい菌の感染によって起こる感染症。が、細菌はきわめて毒性が弱く感染しにくい。感染、発病には社会経済状態が深くかかわっていて、現代の日本では発病者は減少し、年間5名前後。適切な治療法がなかった時代は発病によって末梢神経がおかされ顔や手足に変形や障がいきたし、それがハンセン病を必要以上に恐れさせた。現在では、プロミンなどの特効薬が開発され、通院で簡単に治るし後遺症の心配もない。ハンセン病問題でもっとも反省すべき点は、患者を社会に害をなすとの口実で地域社会の中で共に生きることを排除（強制隔離）した点。これが偏見、差別を招き、多くの悲劇を生んだ。（高）



徳田靖之弁護士 ご自身のこと

1944 年生まれ。
大分県別府市出身。
1969 年弁護士登録、現在に至る。
(主な活動)
*九州 HIV 訴訟弁護団代表
*エイズと人権を考える会事務局長
*ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団代表
*在宅障害者支援ネットワーク代表世話人。

【引用・参考図書】

- 「らい予防法廃止の歴史」 大谷藤郎（勁草書房）
- 「開かれた扉」 ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団（講談社）
- 「差別とハンセン病」 畑谷史代（平凡社）
- 「いのちの近代史」 藤野豊（かもがわ出版）
- 「コベル・NO132」 （コベル刊行会）
- 「証人調書①」（皓星社）
- 「ふれあい福祉だより第4号」（ふれあい福祉協会）
- 「現代日本の差別意識」 堀口牧子（三一書房）

徳田 ハンセン病療養所はもともと隔離施設としてつくられた。が、ここに住んでいる元患者さんたちはそれぞれ年齢でもあり故郷へ帰れないという事情もあり、ここを終わすみかにしたいと考えている人が多い。そういう人々が本当に生きていてよかったと思えるような、元患者もそうでない人も同じ地域の中で共に生きる社会を実現する。そこで一つの考えとして、全国13カ所の国立療養所を一般社会に開放する。これが同法の目的の一つでもあります。ただ、この法律はまだ手段の第一歩。これを利用しながら私たち

がどれだけ頑張れるか。熊本地裁判決後、私たちは元患者、研究者、そして一般市民の人たちと『ハンセン病市民学会』という組織を作りました。すごい数の方が参加していますが、この組織をさらに広げていきたい。「差別の連鎖を絶つ」ということを合い言葉に、ハンセン病問題の残された課題を市民、関係者が一体となって解決をしていこうというこの組織の今後、時間はかかるだろうが大いに期待しています。

インタビュー・文 高田 三省



「ハンセン病問題基本法」の基本方針（理念）は次の3点。

- 一、ハンセン病に対する差別・偏見の除去並びにハンセン病患者であった者及びその家族の名誉の回復。
- 二、入所者等がその居住するハンセン病療養所でたとえ一人になっても社会の中で生活することと遜色のない生活及び医療が保障され、安心して暮らせるようにすると共に、地域社会においてハンセン病療養所が開かれた役割を果たすこと。
- 三、ハンセン病患者であった者が社会に復帰することを支援し、かつ、社会内で生活することを終生にわたって援助すること。

（以上は国の責務としての基本方針）

安楽死させたと言うんです。とにかく隔離政策はやめた、これがらい予防法の廃止だったんです。第二のステップが熊本地裁判決。ここでもらい予防法、国の隔離政策は憲法違反だったということをはっきりさせた。で、ハンセン病問題は終わったかというところじゃない。残された問題として元患者さんやその家族たちが長い間の隔離政策によって受けた被害をいかにして回復していくか。そのために何が求められるか。熊本地裁判決は損害賠償だけだった。被害

からの回復、そのために何が必要なのか社会全体に問われています。いくつかの問題がある。たとえば差別、偏見は解消したのか。隔離によって故郷とのつながりをみんな絶たれたがそれは回復できたのか。こうした問題が今なお手付かずなわけです。したがって第三のステップがそれらの問題の解決、ハンセン病問題の最終解決をいかにして果たしていくかということになる。それを切り開いてくれるのがこのハンセン病問題基本法ではないかと考えています。

センターでの作業風景。きびきびと集中して、仕事をこなしていきます。3人の息もぴったり。「みんな頼もしくなりました」と、社会福祉法人 鴻沼福祉会 就労支援部門責任者の大野博司さん（写真下左）。



この鴻沼福祉会によるメール便配達をスタート時からずっとサポートしてきたのが、さいたま桜メール便エリアのセンター長、吉田美穂さん。彼女はこのメール便配達にスタートするとき、不安よりも期待で胸がワクワクしたという

鴻沼福祉会の3人のメイトさんたちは、朝、埼玉県さいたま市の浦和北宅急便センターへ出勤してきます。そして作業をセンターで行い、終了後はそのまま帰宅。これまで紹介してきた作業所で行っているメール便配達とは、異なるスタイルでメール便配達事業に参加しています。

彼らと仕事をするのが、
楽しみで仕方がなかった、
と話すセンター長。

この街で、
一緒に生きていく。



（財）ヤマト福祉財団
障がい者のクロネコメール便配達事業

宅急便センターに出勤して、メール便の仕事をするメイトさんたちがいます。

埼玉県さいたま市の鈴谷メール便センターでは、メイトさんたちが作業所ではなく、宅急便センター内でメール便配達の作業を行っています。それは彼らだけでなく、同じセンターで働く人たちにも、新鮮な刺激となっているようです。

ます。

「学生時代に、障がい者施設で実習をしたことがあるんです。障がいを持つ方が、もぎりという作業を作業所で一日中していたことが忘れられませんでした。なにか彼らが外に出て働ける仕事があるんじゃないかと。だから、メール便の仕事を彼らとできるようなったときは、とてもうれしくて……」
「本当にできるのだろうか」と心配している方は、多いと思います。でも私は初めから、できないことなんてないと思っていました」彼女はいくつもない笑顔で、当然というように答えてくれました。しかし、話を聞いてみると、最初は職員の方とともに文字通り手取り足取りのつきっきりのサポートをしていたようです。
地図作りから作業の段取りや、注意事項、携帯端末の操作方法などはもちろんのこと、メール便をカバンの中はどう収納すれば効率がいいか、雨の時はどんなふうに取り出したら雨に濡れないかなど。

吉田さんは、女性らしい細やかさで、自分が工夫していたことをひとつひとつ根気強く指導していったそうです。また、地域の方の理解を得るために、彼らと一緒に挨拶回りもしたといいます。
こうした熱心な取り組みで、初日は3〜4人のグループで31冊しか配達できなかったのが、今では1人でおおよそ50冊、3人のメンバーで1日200冊程を配達するようになりました。また配達エリアも、当初1町会だったのが、今は3町会を担当しています。
「大変だったのは、最初の3ヶ月だけです。あとは驚くほどスムーズに仕事ができています」と吉田さん。やはりなんの苦労もなかったかのような笑顔で、さらりと話してくれました。

●埼玉主管支店 鈴谷メール便センター
面積1.55km²／人口29,801人／世帯数12,349

●鴻沼福祉会（精神・知的・身体）

社会福祉法人
2007年4月メール便配達開始。
クロネコメイトは3名（知的）。

「障がい者のクロネコメール便配達事業」
お問い合わせは……（財）ヤマト福祉財団 押尾
TEL 03-3248-0691 FAX 03-3542-5165
e-mail y.zaidan@yamatofukushizaidan.or.jp



街に出かけて働くことで、
自信や自覚が芽生えていく。

2007年4月に、3人のメイト
さんでメール便配達事業を始めた
とき、鴻沼福祉会の就労支援部
門責任者 大野博司さんは、これ
ほど彼らがこの仕事をこなしてく
れるとは思っていなかったそうです。
「思っていた以上のことを、彼ら
はしてくれました」と大野さん。



(写真上) 重い荷物を持って、
歩きで配達する北村真理子
さん。お父さんが、喜んでく
れているそうです。吉田さん
みたいになりたいと、将来
の夢を話してくれました。

(写真左) 外に出られるの
が楽しいという、伊藤幸子
さん。これからメール便の
仕事を続けたい、そんばっ
とね。私も宣言してくれま
した。左は、吉田センター
長。当初は、こうして一
緒に地域を歩いたそうです。



「数字や字が苦手でも、地図を見
て届けることができるのだろうか、
迷って混乱したりしないだろうか
と、いろいろと心配しました。でも
最初はできなくても、毎日繰り返
すうちに、どんどんとできるよう
になったんです。ホント、途中から
顔つきも変わりましたよ」

今では、「○○さんの家はボス
トがわかりづらい」とか「□□事
務所には、手渡しする」といった細
かな情報もしっかり把握。配達の
仕事のコツを、自分たちの手でつ
かみ、主体的な仕事ぶりが見られ
るようになったといいます。

それは、こんなエピソードにも
表れていました。ポストが小さく
て入らないメール便があつたそう
です。いつも職員は、入らなかった

ら持ち戻ってきていいよと言っ
たそうなのですが、「帰ってきたら、
入らなかったからピンポンを押し
ておばさんに渡しましたって報告
するんです。自分で考えて判断し
たのでしょ。彼らの成長を目の
当たりにしたようで、びっくりし
ました。自分で考え、自分のもの
にしている。うれしかったです」
と大野さん。なにより、チャレンジ
することは大切なことだとあつ
つくづく感じたそうです。

宅急便センターで
仕事をするという、
いい緊張感。

彼らがセンターで仕事をするこ
とになったのは、当初作業をして
いた作業所が、エリア外に引越
してしまつたことがきっかけで
した。既に彼らは代替えのきかない戦
力に成長していたので、センターの
一角に場所をつくり、彼らがセン
ターに出てきて仕事をする今の
方式になったのです。

作業所とは違って、ヤマト運
輸の社員やドライバー、他のメイト
さんと同じ場所で仕事をするのは、
メール便配達の仕事とはまた別の
緊張感があつたようです。

彼らがまず仕事場だという意
識を持つために始めたのが、自分
たちの間でも友達言葉で話すの
をやめること。「仕分けが終わり
ました」「配達してきます」と、丁
寧な言葉でさびさびと報告がさ

れます。職場のいい緊張感が、こ
ういうところにも表れるのでしょ。
取材の間も、集中が途切れること
なく黙々と仕事をこなしていまし
た。そして、他のスタッフとも明る
く挨拶を交わします。

埼玉主管支店 メール便課課長
の山岡哲也さんは

「センターで作業をしていただ
くのは、仕事の様子がわかるので
安心です。いつ見ても、とてもま
じめに作業していて感心させられま
す。とにかく前向きで、一生懸命。
彼らの働く姿は、他のスタッフに
もいい刺激を与えているのではな
いでしょうか」

「仕事としての質が高いんです。
丁寧だし誤配もありません。安定
しているんです。土日ややっても
らえると助かるんですが」と、メ
ール便事業本部 さいたま桜メ
ールエリア支店長の水越真一郎さん。
周りのスタッフは、彼らに高い信頼
感と期待を持っている様子でした。
最後に話してくれた吉田さんの
心からの言葉が、それをよく物
語っています。

「雨の日も、暑い日も寒い日も、
重いメール便を大切にかかえて歩
いて配達する姿には、本当に心を
打たれます。彼らは、私たちを助
けてくれる大切なパートナーなん
です」

宅急便センターで働く彼らの
姿は、メール便配達事業にまた新
たな可能性を感じさせてくれる
ものとなりました。

(写真右) 「これからももっと、障がい
者のためのメール便配達事業を広げて
いきたい」と、左から水越真一郎SV、
山岡哲也課長、吉田美穂センター長、
そしてヤマト福祉財団 森田雅哉事務長。

(写真まん中) ポストが外にあるこの
会社では、メール便を直接社員に渡し
てほしいとの要望で、伊藤さんがいつ
も手渡しで届けています。社員の方
にもすっかり顔なじみです。

(写真左) 集合住宅のポストに、てき
ばきとメール便を配達する横田 誠さん。
その速さには驚かされました。お給料
でCDを買うのが楽しみだそうです。





施設外グループ就労を 施設側から提案

志木市精神保健福祉を進める会代表の小川憲司さんは、クロネコメール便配達を既に施設利用者導入。ヤマト運輸の営業所で行われているメール便の仕分け作業が、精神障がい者のグループ就労にマッチすることに気づき、提案の機会を探していました。ヤマト福祉財団からの紹介を受けた西埼玉主管支店メール便ベース店の責任者宮下正



社内発表資料「メール便事業における新たな事業形態への取り組み」より

広がれ！グループ就労 ヤマト運輸の社内表彰で社長賞を獲得 障がい者の施設とヤマト運輸の双方にメリットを創出

クロネコメール便の仕分け作業について作業所に業務委託し、グループ就労に取り組んできたヤマト運輸(株)西埼玉主管支店メール便ベース店が、取り組み開始から半年後の11月17日社内業績表彰で社長賞を受賞。営業成果、生産性、事務合理化など毎年様々な工夫が業績表彰されますが、障がい者に関する取り組みでは初めてです。

側の指導員がついていても不安が残るなかで、小川さんから施設として損害保険と傷害保険に加入すること、施設が指定病院と契約して体調管理するというしつかりした考えを聞き、宮下課長は、「他の施設と大きく違ったのは、リスク管理もしつかり提案してくれたこと。企業人と同感覚で安心感が全く違いました。」と振り返ります。

ベース店から到着量を 直接FAX

毎日12時すぎにベース店から営業所に到着するメール便の量を施設にFAX連絡。施設側では到着量に合わせて人数を調整し、13時に施設を出発。これにより、到着量の波動を吸収し、ほぼ毎日安定して14時から90分間で仕分けを終了。その後、前日委託分の情報処理もおこなって17時30分に終了することができています。指導にあたったベース店スタッフの福田エミさん。「みなさんは、とても丁寧

仕事をするし、時間通りに終わるようにになりました。今では、ミーティングすると、どうすれば誤仕分が少なくなるかという話が早くも利用者さんから出ています。」と感心しています。

「ものさし」 リハビリのための

施設では、このグループ就労を25人の利用者さんの中でローテーション。2時間程度の負荷が、働く力を見るための「ものさし」として機能しています。施設のメリットは、工賃収入だけでなく、一般就労に向けて働く力をつける場を手に入れたことです。



新しい事業形態を創った進める会のみなさんとヤマト運輸のメール便スタッフ



志木市精神保健福祉を進める会代表の小川さん(左)と西埼玉主管支店メール便ベース責任者宮下課長

所沢中富南センター基礎データ
平均到着量：日計3,000冊前後
グループ就労稼働人数：4～7名(内指導者1～2名)
到着波動幅：最小1200冊～最大4200冊前後
日中仕分社員：なし



ベースからのFAX送信。到着するパラメール便箱数・カタログ結束数が書かれている。

みんなに伝わった 「託された喜び」

クロネコメール便配達特別報告会 IN 仙台



メール便配達をするきっかけは、配達のメンバーが就職したこと。
「私もヤマトさんの委託の仕事をすることが目標です」と夢を語るNPO法人ペンギン村（福島県）の松原沙織さん

雨の中、ずぶ濡れになってメール便配達を一日体験した東北福祉大学実学臨床教育推進室の学生さん。『配達の大変さと、達成感が体感できた貴重な実習でした。』



昨年に引き続き、今年も11月1日に仙台市東北福祉大学で開催されて、10施設21名のメイトさんが参加。本年は東北福祉大学実学臨床教育推進室と共催し、障害者職業総合センター相澤欽一氏の講演と学生によるクロネコメール便配達体験報告も加わりました。クロネコメイトさんもメール便配達の感想や出来事などを100名以上の参加者で満員となった会場に向かって力強く報告。なかでも特に目立ったのは、大切なメール便を確実に届けるための気遣いと責任を託されたことへの喜びです。

ヤマト運輸東北支社 田原良和支社長も出席。発表者のひたむきな努力に、「クロネコメール便がこのような形で発展するとは、思いもしなかった。みなさんのこの努力にわれわれもメール便の増量で応えたい。がんばってください。」と激励しました。



報告を終えた施設・作業所のクロネコメイトのみなさんに激励をこめて記念品を贈るヤマト運輸（株）東北支社 田原支社長



自分の体験を発表する 加藤あすみさん（アトム会）

孤立から大きな輪の中へ！

初開催の熱気に包まれた
後天性脳損傷の子どもを支援するシンポジウム

小児高次脳機能障害の全国初のシンポジウムが11月24日横浜市はまぎんホールで開催。会場は全国32都道府県から500人を越えた来場者であふれました。第一部「聞いて下さい！ 私たちの声」では、各地で孤立しながらも障がいと向き合ってきた本人や家族の体験談を発表。第二部のパネルディスカッションでは、医療、療育相談、教育、心理の各分野から小児脳損傷の子どもへの支援のためにいかに連携すべきか、初の意見交換となりました。

後天性小児脳損傷は、成人の脳損傷に多い交通事故よりも、乳幼児期のインフルエンザなどによる急性脳症、落下、転倒による受傷が多く、病院退院後のリハビリについても、環境がまったく整っていないという現状が今回明らかになりました。今後、後天性小児脳損傷の理解や支援が更に加速することが期待されます。

このシンポジウムを機に全国の家族のネットワークが一気に広がろうとしています。



小児科、療育相談、教育、教員養成とそれぞれの連携について意見交換

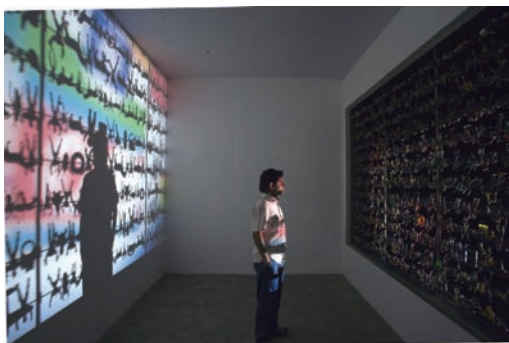
後天性小児脳損傷に関する
お問い合わせ先
NPO法人 日本脳外傷友の会
0463-31-7676

熱心に配布物に目を通す来場者

※ヤマト福祉財団は、このシンポジウムに助成しています。

チャロー！インド：インド美術の新時代

アナント・ジョシ 《中心、そして
その他大勢》
2007年
Courtesy : Chemould Prescott Road,
Mumbai



ジャガンナート・パンダ 《存在》
2008年
Courtesy : Gallery Morte, New Delhi



プシュパマラ・N 《先住民の類型—ラクシュミー(20世紀初頭のラヴィ・
ヴァルマ・プレスの石版画より)》2001年
Courtesy : Nature Morte, New Delhi and Bose Pacia, New York
Photo : Clare Ami

Information of the Art

「チャロー」はヒンディー語で「行こう」を表す言葉。「チャロー！インドア（行こうよ！インドへ）」展は、デリー、ムンバイなど大都市で活躍する27組のアーティストの作品を通してインド現代美術の「今」を探ります。1947年の独立後、欧米から入ってきた近代的な美術と自国独自の文化にもとづいた表現の探求が見受けられましたが、90年代に入ると急激な経済発展とグローバル化、都市化やライフスタイルの変化を反映した作品が登場してきました。自分たちの住む社会の現実や時代を問おうとする現代インドのアーティストたちの活動に光をあてる本展は、100点以上の作品が一堂に集められ、これまであまり知られていなかったインドの前衛的な芸術表現に触れるまたとない機会になります。「チャロー！インドア」展の美術品取り扱いをヤマトロジスティクス株式会社が協力しています。

開催期間 ▶ 2008年11月22日(土)～2009年3月15日(日)

休館日 ▶ 会期中無休

開催場所 ▶ 森美術館 (六本木ヒルズ森タワー53階)

- 東京メトロ日比谷線「六本木駅」徒歩0分
- 都営地下鉄大江戸線「六本木駅」徒歩4分
- 都営地下鉄大江戸線「麻布十番駅」徒歩5分
- JR渋谷駅より都営01系統バス、もしくは都営渡88系統バス「六本木六丁目」下車

開館時間 ▶ 午前10時～午後10時
火曜は午後5時まで (ただし、12月23日火曜、12月30日火曜は午後10時まで)
(いずれも入館は閉館時間の30分前まで)

入館料 ▶

	一般	高・大学生	4歳～中学生
当日	1,500円	1,000円	500円

○障害者手帳をお持ちの方および付き添いの方1名様は半額です。

問い合わせ先 ▶

■電話03-5777-8600 (ハローダイヤル)

■http://www.mori.art.museum

主催 ▼ 森美術館、読売新聞東京本社
後援 ▼ インド大使館、財団法人日印協会

ヤマト福祉財団全国支部連絡先 (ヤマト運輸(株)内)

支部	事務長	連絡先
北海道支部	加藤房男	TEL.011-891-5040
東北支部	小原 守	TEL.022-374-8065
東京支部	名古屋健史	TEL.03-5564-3705
関東支部	森田雅哉	TEL.045-508-6106
北信越支部	青木浩昭	TEL.025-231-9512
中部支部	矢野静香	TEL.052-725-3633
関西支部	石田久雄	TEL.06-6682-8570
中国支部	竹下憲雄	TEL.082-849-1451
四国支部	内山 修	TEL.0877-46-7875
九州支部	目野和彦	TEL.092-931-3310
沖縄支部	古謝盛裕	TEL.098-840-3605

賛助会員 個人52,154人 法人ヤマトグループ37社(2008年3月31日現在)

本誌の無断転載・転用を禁じます。©(財)ヤマト福祉財団

2009年カレンダー 特養で生まれた コラボレーション



俳句 住人 花田春兆
写真 介護職員 藤井亜弥子
装飾 介護職員 北川 望
(特別養護老人ホーム・
麻布慶福苑)

花田春兆さんの俳句と介護職員藤井亜弥子さんの写真、同じく北川望さんの装飾がコラボレーション。特養で生まれた俳句と写真のカレンダーをぜひご覧ください。

お申し込みは ▶
時雨舎 (電話03-6659-8852) 山口まで

アメリカ大豆協会認定の大豆油インクを使用しています。

